

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第三号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則(平成二年佐賀県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(講習の実施者等)

第二条 講習は、佐賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)(又は法第八条の四第一項の規定により公安委員会が指定する者(以下「指定講習機関」という。))が実施するものとする。

2 指定講習機関が実施する講習は、運転免許の拒否若しくは取消し又は運転の禁止の処分(以下「免許の取消し等処分」という。))を受けた者のうち、第一号又は第二号及び第三号に該当する者を対象とした講習とする。

一 法第九十条第九項又は第一百三条第七項の規定により、免許を受けることができない期間として公安委員会が指定した期間が三年以下の者

二 法第七十七条の五第一項の規定により、運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が三年以下の者

三 初めて免許の取消し等処分を受けた者

第六条第一項中「佐賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。))を「講習を実施する公安委員会又は指定講習機関」に改める。

第七条中「公安委員会」の下に「又は指定講習機関」を加える。

別表中「~~また今後気を付けるべき事項とを~~」を「引き続き今後も気を付ける

べき事柄を」』

(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。

や

(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。

(4) 社会の中の自分、ルール及びマナーの在り方を理解させる。

」改めNo。

警保課 担当「佐賀県公安委員会 殿」や「

殿」』

この欄に佐賀県収入証紙を並べてはりつけてください。

を

手数料ちよつぷ欄

2

公安委員会の実施する取消処分者講習を受講しようとする方は、この欄に佐賀県収入証紙を並べて貼り付けてください。

」

佐賀県収入証紙貼付欄

改めNo。

